

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：綾部市長、綾部市議会議長、綾部市選挙管理委員会、綾部市代表監査委員、綾部市教育委員会、綾部市公平委員会、綾部市消防長、綾部市農業委員会、綾部市固定資産評価審査委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.8%
全職員	92.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.5%
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	100.6%
本庁係長相当職	98.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.2%
31～35年	99.7%
26～30年	92.3%
21～25年	92.2%
16～20年	84.8%
11～15年	85.7%
6～10年	94.1%
1～5年	97.2%

【説明欄】

- ・扶養手当については、男性受給者が多くなっている。令和8年3月末時点で、男性への支給割合は86.2%である。
- ・女性職員の98.2%は任期の定めのない職員、1.8%は任期の定めのない常勤職員以外の職員である。
男性職員の95.6%は任期の定めのない職員、4.4%は任期の定めのない常勤職員以外の職員である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。